

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容		
和泉総合高等学校	<p>30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="608 583 1335 777"> <tr> <td data-bbox="608 583 1335 630">診断書における休業期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 630 1335 777">平成30年5月15日から同年7月14日まで (61日間)</td> </tr> </table>	診断書における休業期間	平成30年5月15日から同年7月14日まで (61日間)	<p>今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】</b> (病者の報告等)</p> <p>第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員</li> <li>二 精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員</li> <li>三 心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員</li> </ul> </div>	<p>検出事項について、復業に係る病者報告書を大阪府教育庁総括安全衛生管理者に提出した。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正に処理を行う。</p>
診断書における休業期間					
平成30年5月15日から同年7月14日まで (61日間)					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月31日）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
<p>堺聴覚支援学校</p>	<p>人間ドック等の受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="471 575 1353 921"> <thead> <tr> <th>職員名</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>平成30年8月7日</td> <td>午前8時30分から午後2時30分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	平成30年8月7日	午前8時30分から午後2時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方公務員法】</b> (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b> (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員は、次の各号の1に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。）又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【学校職場における勤務条件等（制度解説）】</b>（府立学校版） 第7章 服務 7 職務専念義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく） ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1486 1398 2377 1625"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診		<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休取得の手続を行った。</p> <p>今回の指摘事項の原因としては、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたことにある。</p> <p>今後は、職員が職務専念義務の免除の申請を適正に行うとともに、直接監督責任者が職務専念義務の免除の承認を行った際は事後確認を行うことを徹底し、適正な事務処理を行う。</p>
職員名	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																	
A	人間ドック	平成30年8月7日	午前8時30分から午後2時30分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																	
根拠	条文	具体例	備考																		
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診																			

【平成30年度公立学校共済組合大阪支部主催による保健事業参加者に対する職務に専念する義務の免除について（回答）】

大阪府教育委員会教育長（教福第1391号 平成30年3月30日）

平成30年3月29日付け公立阪第584号で依頼のありました標記保健事業については、「大阪府教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」（平成27年大阪府条例第6号）第2条第1項及び「職務に専念する義務の特例に関する条例」（昭和26年大阪府条例第21号）第2条第2号に基づく厚生に関する計画として承認し、教育長及び下記の機関に勤務する職員が別紙「平成30年度保健事業計画一覧」に掲げる事業への参加に必要な範囲において、職務に専念する義務を免除することとします。

記

- 1 大阪府教育庁
- 2 大阪府教育センター
- 3 大阪府立中之島図書館
- 4 大阪府立中央図書館
- 5 大阪府立学校

（別紙）

平成30年度保健事業計画一覧

注意事項

○職務免除申請

職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号に基づき、「厚生に関する計画の実施に参加する場合」として、参加される教職員が必要な範囲内（時間単位又は日単位）で服務権限者（学校長等）に申請すること。

○職務免除の範囲

当該厚生計画の参加に要する時間又は日（往復の交通手段の時間を含む。）は、申請に応じて服務権限者（学校長等）において判断し、承認されること。

（以下略）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
八尾支援学校	<p>30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="608 661 1386 919"> <thead> <tr> <th>診断書における休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年12月17日から平成31年2月7日まで（53日間）</td> </tr> <tr> <td>平成30年7月23日から同年8月23日まで（32日間）</td> </tr> <tr> <td>平成30年8月7日から同年9月6日まで（31日間）</td> </tr> </tbody> </table>	診断書における休業期間	平成30年12月17日から平成31年2月7日まで（53日間）	平成30年7月23日から同年8月23日まで（32日間）	平成30年8月7日から同年9月6日まで（31日間）	<p>今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。</p> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 （病者の報告等）</p> <p>第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員</li> <li>二 精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員</li> <li>三 心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員</li> </ul>	<p>是正を求められた事項について、大阪府教育庁総括安全衛生管理者に病者報告書を提出した。</p> <p>今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
診断書における休業期間							
平成30年12月17日から平成31年2月7日まで（53日間）							
平成30年7月23日から同年8月23日まで（32日間）							
平成30年8月7日から同年9月6日まで（31日間）							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月6日）

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
堺支援学校	<p>30日以上病気休暇等を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="519 661 1190 1083"> <thead> <tr> <th>診断書における休業・休職期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年5月16日から同年10月28日まで (166日間)</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月7日から同年7月6日まで (30日間)</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月11日から同年9月7日まで (89日間)</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月26日から同年12月28日まで (64日間)</td> </tr> <tr> <td>平成31年1月15日から同年3月31日まで (76日間)</td> </tr> </tbody> </table>	診断書における休業・休職期間	平成30年5月16日から同年10月28日まで (166日間)	平成30年6月7日から同年7月6日まで (30日間)	平成30年6月11日から同年9月7日まで (89日間)	平成30年10月26日から同年12月28日まで (64日間)	平成31年1月15日から同年3月31日まで (76日間)	<p>今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】</b> (病者の報告等)</p> <p>第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書(様式第4号)に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員</li> <li>二 精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員</li> <li>三 心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員</li> </ul> </div>	<p>あらためて全ての病気休暇等取得者の病者報告を調査したところ、実地監査で指摘の5件に加え、1名分の病者報告書の未提出を確認したため、令和元年12月6日付けで、併せて6件の病者報告書を大阪府教育庁総括安全衛生管理者に提出した。</p> <p>今後は、病気休暇等の期間の管理を徹底し、病者報告書の提出を怠らないように注意する。</p>
診断書における休業・休職期間									
平成30年5月16日から同年10月28日まで (166日間)									
平成30年6月7日から同年7月6日まで (30日間)									
平成30年6月11日から同年9月7日まで (89日間)									
平成30年10月26日から同年12月28日まで (64日間)									
平成31年1月15日から同年3月31日まで (76日間)									

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年11月19日)